

住宅型有料老人ホーム「ゲストハウスとこしえ新庄金沢」管理規程

1. 目的

この規程は、住宅型有料老人ホーム「ゲストハウスとこしえ新庄金沢」入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条の規定に基づき住宅型有料老人ホーム「ゲストハウスとこしえ新庄金沢」（以下「ホーム」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者並びに来訪者（以下「入居者等」という。）が快適で心身とも充実・安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。

2. 遵守義務

- (1) ホームは前項の入居契約書及び本規程に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに、入居者に対する各種サービスを提供する者としてします。
- (2) 入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3. 入居者

入居者とは、概ね60歳以上の方をいいます。

4. 来訪者

来訪者とは、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいいます。

5. 管理運営組織

- (1) ホームの居室数及び定員は、居室11室・定員11人です。
- (2) ホームの管理運営のため、管理者を配置します。管理者は日勤帯を小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の職務と兼務し常勤します。

6. 管理運営業務

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理等に関する業務
- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
- (5) サービス提供等に関する損害賠償に関する業務
- (6) 防犯・防災に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 地域との協力

7. 居室や共用設備等の利用にあたっての留意事項

- (1) 他の入居者等に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 本建物や設備に損害を与える危険性のある一切の行為をしないこと。
- (3) 室内及び設置物の使用には十分注意し、清潔に保つこと。
- (4) 原則として本建物内は禁酒・禁煙とします。
- (5) カーテン・じゅうたん等は防災物品に限り持ち込み可とします。
- (6) その他管理者の指示に従う事とします。

8. ホームの維持・補修

ホームは、居室等を定期的に検査します。保全上必要と認められた時は維持・補修を行うこととし、入居者等はそれに協力するものとします。但し、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により居室等を損傷または汚損したときはこれらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

9. 利用できる各種サービス

- (1) 健康管理サービス
 - ① 入居者の日常の健康状態に留意し、入居者が健康を維持するように助力します。
 - ② 健康診断については、実施ができるように案内いたします。
- (2) 食事サービス
 - ① 毎日1日3食を提供します。
- (3) 生活相談・助言サービス

入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を行います。
- (4) その他の支援サービス

この他にも施設に於いて一般的に対応できる様々な支援サービスを提供します。

10. 費用及び使用料

(1) 月払い利用料

支払い方法	毎月末締めで翌月の27日に指定の口座から引き落としとなります。また、引き落とし日が休日・祝日の場合は翌営業日に引き落としとなります。やむを得ない場合は現金、銀行口座振込、コンビニエンスストア専用払込用紙で支払うことができます。
家賃相当額	月額46,000円 翌月分を27日払い
食費	1日あたり、1,500円（朝食400円 昼食550円 夕食550円）
管理費	月額 31,000円（電気・水道料金含む） 翌月分を27日払い
消費税	税法により消費税を負担。表示金額は総額表示。

※ 入居月の家賃及び管理費は1か月の日割計算（30日で計算）した額とします。

※ 入院・外泊等により、欠食（1週間前の午前10時までに欠食届書を提出）した場合、その食数分を減額します。

(2) 費用の改定

消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴いて改定します。

(3) 支払方法

毎月ごとのご請求となります。利用料の支払い方法は月末締めで翌月の27日に指定の銀行口座から引き落としとなります。また、引き落とし日が休日・祝日の場合は翌営業日に引き落としとなります。尚、やむを得ない場合は、現金で支払うことができます。

11. 医療を要する場合の対応

急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じます。又、入居者の家族等、本人の希望する連絡先に緊急連絡し対処します。

11.2. 協力医療機関

名称：新庄徳洲会病院
住所：山形県新庄市大字鳥越字駒場4623
連絡先：電話 0233-23-3434

11.3. 非常災害等が発生した場合の緊急対応と訓練

- (1) 事故や災害等が発生した場合には、入居者の家族等本人の希望する連絡先に緊急連絡し、適切に対処すると共に必要な措置を行います。
- (2) 非常災害に際して、定期的に避難訓練を実施します。

1 4. 苦情処理

入居契約第9条の規定に基づく入居者からの苦情又はご意見は、いつでも申し立てることができます。

(1) 当ホームの受付窓口

連 絡 先：0233-32-1750

受 付 時 間：8時30分～17時30分

苦情対応責任者：管理者

(2) 行政機関

名 称：山形県福祉サービス運営適正化委員会

受 付 時 間：9時～16時（土・日曜日、祝祭日定休）

連 絡 先：023-626-1755

(3) 入居者からの苦情については、迅速かつ誠実に対応します。

1 5. 管理規程の改定

入居契約第5条第3項の規定に基づき、この規程の改定については、運営懇談会の意見を聴くものとします。

施行・改訂

施 行 平成31年4月1日

改 訂 令和 6年6月1日